

文教委員会資料⑥

1 令和8年第2回定例会提出予定議案の説明

- (11) 議案第85号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準
に関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料1 議案第85号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に
関する条例の一部を改正する条例の制定について

資料2 新旧対照表

こども未来局

(令和8年5月27日)

議案第 85 号 川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について

1 条例改正の背景

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部改正（令和 8 年内閣府令第 3 号）

2 改正の主な内容

- (1) 上記 1 に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業者は、満 3 歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、子ども・子育て支援法（以下「法」という。）第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めることとするもの

- (2) 上記 1 に伴い、満 3 歳以上限定小規模保育事業者は、利用の申込みに係る法第 19 条第 2 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び事業所を現に利用している満 3 歳以上保育認定子どもの総数が、当該事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満 3 歳以上保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考することとするもの

3 施行期日

公布の日から施行

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年 9 月 5 日条例第36号</p>	<p>○川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例</p> <p style="text-align: right;">平成26年 9 月 5 日条例第36号</p>
目次	目次
第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）	第 1 章 総則（第 1 条～第 3 条）
第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準	第 2 章 特定教育・保育施設の運営に関する基準
第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）	第 1 節 利用定員に関する基準（第 4 条）
第 2 節 運営に関する基準（第 5 条～第34条）	第 2 節 運営に関する基準（第 5 条～第34条）
第 3 節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）	第 3 節 特例施設型給付費に関する基準（第35条・第36条）
第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準	第 3 章 特定地域型保育事業者の運営に関する基準
第 1 節 利用定員に関する基準（第37条）	第 1 節 利用定員に関する基準（第37条）
第 2 節 運営に関する基準（第38条～第50条）	第 2 節 運営に関する基準（第38条～第50条）
第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条～第52条）	第 3 節 特例地域型保育給付費に関する基準（第51条・第52条）
第 4 章 雑則（第53条）	第 4 章 雑則（第53条）
附則	附則
（正当な理由のない提供拒否の禁止等）	（正当な理由のない提供拒否の禁止等）
<p>第 6 条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>	<p>第 6 条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）の設置者は、利用の申込みに係る法第19条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない</p>	<p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）の設置者は、利用の申込みに係る法第19条第 1 号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定教育・保育施設の設置者の教育・保育に関する理念、基本方針等に</p>

改正後	改正前
<p>ない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）の設置者は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども（法第27条第1項に規定する満3歳以上保育認定子どもをいう。以下同じ。）又は満3歳未満保育認定子ども（政令第4条第2項に規定する満3歳未満保育認定子どもをいう。以下同じ。）（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。）</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できる方法で選考するものとする。</p> <p>4 特定教育・保育施設の設置者は、前2項の選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設の設置者は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>	<p>基づく選考その他公正な方法により選考しなければならない。</p> <p>3 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）の設置者は、利用の申込みに係る法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、当該特定教育・保育施設と同条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できる方法で選考するものとする。</p> <p>4 特定教育・保育施設の設置者は、前2項の選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定教育・保育施設の設置者は、利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業の紹介その他の措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>（あっせん、調整及び要請に対する協力）</p>
<p>第7条 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）の設置者は、<u>保育認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>	<p>第7条 特定教育・保育施設の設置者は、当該特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。）の設置者は、<u>法第19条第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る当該特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>教育・保育給付認定</u>の申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定に係る変更の認定の申請が遅くとも当該教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p>	<p>(教育・保育給付認定の申請に係る援助)</p> <p>第9条 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定を受けていない保護者から利用の申込みがあった場合は、当該保護者の意思を踏まえて速やかに<u>法第20条第1項の規定による</u>申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者は、教育・保育給付認定保護者が受けている教育・保育給付認定に係る変更の認定の申請が遅くとも当該教育・保育給付認定の有効期間の満了日の30日前までには行われるよう必要な援助を行わなければならない。ただし、緊急その他やむを得ない理由がある場合には、この限りでない。</p>
<p>(<u>特定教育・保育</u>の提供の記録)</p> <p>第12条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を提供した際は、当該特定教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p>	<p>(<u>教育・保育</u>の提供の記録)</p> <p>第12条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を提供した際は、当該特定教育・保育の提供日、内容その他必要な事項を記録しなければならない。</p>
<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領（法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設の設置者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設の設置者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定</p>	<p>(利用者負担額等の受領)</p> <p>第13条 特定教育・保育施設の設置者は、特定教育・保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p> <p>2 特定教育・保育施設の設置者は、法定代理受領（法第27条第5項（法第28条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定教育・保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設の設置者が受領することをいう。次条において同じ。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定教育・保育施設の設置者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定</p>

改正後	改正前
<p>教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設の設置者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>教育認定子ども</u> 77,101円</p> <p>(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p>	<p>教育・保育の提供に当たって、当該特定教育・保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定教育・保育に要する費用として見込まれるものの額と特定教育・保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定教育・保育施設の設置者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定教育・保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定教育・保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用</p> <p>ア 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、その教育・保育給付認定保護者及び当該教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割合算額がそれぞれ(ア)又は(イ)に定める金額未満であるものに対する副食の提供</p> <p>(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 77,101円</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ(イ)において同じ。） 57,700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）</p> <p>イ 次の(ア)又は(イ)に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どものうち、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれ(ア)又は(イ)に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）</p>

改正後	改正前
<p>(ア) <u>教育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設の設置者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設の設置者は、第3項及び第4項の費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の額及びその用途並びに教育・保育給付認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員及び管理者にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>学校教育法第1条に規定する幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員及び管理者にあつては<u>同法</u>第28条第2項の規定により読み替えて準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行為その</p>	<p>(ア) <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>(イ) <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者</p> <p>ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供</p> <p>(4) 特定教育・保育施設に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(5) 前各号に掲げるもののほか、特定教育・保育施設の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定教育・保育施設の設置者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定教育・保育施設の設置者は、第3項及び第4項の費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の額及びその用途並びに教育・保育給付認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(虐待等の禁止)</p> <p>第25条 特定教育・保育施設の職員及び管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員及び管理者にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、<u>幼稚園</u>である特定教育・保育施設の職員及び管理者にあつては<u>学校教育法</u>第28条第2項の規定により読み替えて準用する認定こども園法第27条の2第1項各号）に掲げる行</p>

改正後	改正前
<p>他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>	<p>為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。</p>
<p>(特別利用保育の基準)</p>	<p>(特別利用保育の基準)</p>
<p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）の設置者が<u>教育認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）を遵守しなければならない。</p>	<p>第35条 特定教育・保育施設（保育所に限る。以下この条において同じ。）の設置者が<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し特別利用保育を提供する場合には、川崎市児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年川崎市条例第56号）に定める基準（保育所に係るものに限る。）を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>教育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>満3歳以上保育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の規定により特別利用保育を提供する場合には、当該特別利用保育に係る<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数</u>が、第4条第2項第3号の規定により定められた法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定教育・保育施設の設置者が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」と、「<u>教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども</u>」と、「<u>同号</u>」とあるのは「<u>同条第2号</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、「<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を除く。）」と、「<u>同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子ど</u></p>	<p>3 特定教育・保育施設の設置者が、第1項の規定により特別利用保育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費（法第28条第1項の特例施設型給付費をいう。次条第3項において同じ。）を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用保育を提供している施設に限る。）」と、「<u>同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>同条第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、「<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別</p>

改正後	改正前
<p><u>も」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p>	<p>利用保育を受ける者を除く。）」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。））」とする。</p>
<p>（特別利用教育の基準）</p>	<p>（特別利用教育の基準）</p>
<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）の設置者が<u>満3歳以上保育認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第36条 特定教育・保育施設（幼稚園に限る。以下この条において同じ。）の設置者が<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に対し、特別利用教育を提供する場合には、法第34条第1項第2号に規定する基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>満3歳以上保育認定子ども</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>教育認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定教育・保育施設の設置者が、前項の規定により特別利用教育を提供する場合には、当該特別利用教育に係る<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u>及び当該特定教育・保育施設を現に利用している<u>同条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>の総数が、第4条第2項第2号の規定により定められた法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員の数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定教育・保育施設の設置者が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>教育認定子どもの総数</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子どもの総数</u>」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。））」と、<u>同号イ(イ)中「満3歳以上保育認定子</u></p>	<p>3 特定教育・保育施設の設置者が、第1項の規定により特別利用教育を提供する場合には、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費を、それぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、第6条第2項中「利用の申込みに係る法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもの数」とあるのは「利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数」と、「<u>利用している同号</u>」とあるのは「<u>利用している同条第1号又は第2号</u>」と、「特定教育・保育施設の同号」とあるのは「特定教育・保育施設の同条第1号」と、第13条第2項中「法第27条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、<u>同条第4項第3号イ(ア)中「教育・保育給付認定子ども</u>」とあるのは「<u>教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用保育を受ける者を含む。））」と、<u>同号イ(イ)中「教育・保育給付認定子</u></p>

改正後	改正前
<p><u>ども」とあるのは「満3歳以上保育認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。</p>	<p><u>も」とあるのは「教育・保育給付認定子ども</u>（特別利用教育を受ける者を除く。））」とする。</p>
<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）<u>第30条</u>に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等基準条例<u>第30条</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等基準条例<u>第30条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>	<p>第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1人以上5人以下、小規模保育事業A型（川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（平成26年川崎市条例第35号。以下「家庭的保育事業等基準条例」という。）<u>第31条</u>に規定する小規模保育事業A型をいう。第42条第3項において同じ。）及び小規模保育事業B型（家庭的保育事業等基準条例<u>第35条第1項</u>に規定する小規模保育事業B型をいう。第42条第3項において同じ。）にあつては6人以上19人以下、小規模保育事業C型（家庭的保育事業等基準条例<u>第37条</u>に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6人以上10人以下、居宅訪問型保育事業にあつては1人とする。</p>
<p>2 <u>特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業を行う者をいう。以下同じ。）を除く。）は、次の各号に掲げる地域型保育事業の区分に応じ、当該地域型保育事業を行う事業所ごとに、当該各号に定める利用定員を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u></p>	<p>2 <u>特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の種類及び当該特定地域型保育の種類に係る特定地域型保育事業を行う事業所（以下「特定地域型保育事業所」という。）ごとに、法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員（事業所内保育事業を行う事業所にあつては、家庭的保育事業等基準条例第46条の規定を踏まえ、その雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもを保育するため当該事業所内保育事業を自ら施設を設置して行う事業主に係る当該小学校就学前子ども（当該事業所内保育事業が、事業主団体に係るものにあつては事業主団体の構成員である事業主の雇用する労働者の監護する小学校就学前子どもとし、共済組合等に係るものにあつては共済組合等の構成員の監護する小学校就学前子どもとする。）及びその他の小学校就学前子どもごとに定める法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員とする。）を、満1歳に満たない小学校就学前子どもと満1歳以上の小学校就学前子どもとに区分して定めるものとする。</u></p>

改正後	改正前
<p><u>(1) 家庭的保育事業、満3歳未満等小規模保育事業（児童福祉法第6条の3第10項第1号又は第2号に規定する事業をいう。以下同じ。）及び居宅訪問型保育事業 法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p> <p><u>(2) 事業所内保育事業 労働者等監護満3歳未満小学校就学前子どもに係る利用定員及びその他の法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員</u></p> <p><u>3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、</u> <u>満3歳以上限定小規模保育事業を行う事業所ごとに、法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに係る利用定員を定めるものとする。</u> (正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者 <u>(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。)</u> は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 <u>(第43条第1項を除く。)</u> において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法で選考するものとする。</p> <p><u>3 特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。）は、</u> <u>利用の申込みに係る法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要</u></p>	<p>(新設)</p> <p>(正当な理由のない提供拒否の禁止等)</p> <p>第39条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定保護者から利用の申込みを受けたときは、正当な理由がなければ、これを拒んではならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者 _____ は、利用の申込みに係る法第19条第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章 _____ において同じ。）の総数が、当該特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超える場合においては、教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法で選考するものとする。</p> <p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できる方法で選考するものとする。</u></p> <p>4 <u>前2項の特定地域型保育事業者</u>は、<u>同項</u>の選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育及び特定地域型保育の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設の設置者等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項、次項及び第4項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>	<p><u>特定地域型保育事業者</u>は、<u>前項</u>の選考の方法をあらかじめ教育・保育給付認定保護者に明示した上で、選考を行わなければならない。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供の体制の確保が困難である場合その他利用申込者に係る<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難である場合は、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な措置を速やかに講じなければならない。</p> <p>(あっせん、調整及び要請に対する協力)</p> <p>第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市が行うあっせん及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市が行う調整及び要請に対し、できる限り協力しなければならない。</p> <p>(心身の状況等の把握)</p> <p>第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>の心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育及び特定地域型保育の利用状況等の把握に努めなければならない。</p> <p>(特定教育・保育施設の設置者等との連携)</p> <p>第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項、次項及び第4項から第7項までにおいて同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>(3) <u>当該特定地域型保育事業者（満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。第6項、第7項、第11項及び第12項において同じ。）により特定地域型保育（満3歳以上限定小規模保育を除く。第6項、第7項及び第12項において同じ。）</u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第37条第2項第2号</u>に規定するその他の<u>法第19条第3号に掲げる</u>小学校就学前子どもに限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう</p>	<p>(1) 特定地域型保育の提供を受けている<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談、助言その他の保育の内容に関する支援（次項において「保育内容支援」という。）を実施すること。</p> <p>(2) 必要に応じて、代替保育（特定地域型保育事業所の職員の病気、休暇等により特定地域型保育を提供することができない場合に、当該特定地域型保育事業者に代わって提供する特定教育・保育をいう。以下この条において同じ。）を提供すること。</p> <p>(3) <u>当該特定地域型保育事業者</u> <u>により特定地域型保育</u> <u>の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども</u>（事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもにあつては、<u>第37条第2項</u>に規定するその他の<u>小学校就学前子ども</u>に限る。第6項第1号において同じ。）を、当該特定地域型保育の提供の終了に際して、当該満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続き当該連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。</p> <p>2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であつて、次に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。</p> <p>(2) 次に掲げる要件の全てを満たすこと。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう</p>

改正後	改正前
<p>にするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件の全てを満たすと市長が認めること。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>（2） 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>（1） 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p> <p>（2） 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p> <p>6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用し</p>	<p>にするための措置が講じられていること。</p> <p>3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。</p> <p>4 市長は、特定地域型保育事業者による代替保育の提供に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件のいずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。</p> <p>（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次に掲げる要件の全てを満たすと市長が認めること。</p> <p>ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。</p> <p>イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。</p> <p>（2） 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。</p> <p>5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。</p> <p>（1） 特定地域型保育事業者が特定地域型保育事業を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等</p> <p>（2） 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者</p> <p>6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用し</p>

改正後	改正前
<p>かかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>	<p>かかわらず、当該乳幼児の障害、疾病等の状態に応じ、適切かつ専門的な支援その他の便宜の供与を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設その他の市の指定する施設を適切に確保しなければならない。</p>
<p>10 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。</p>	<p>9 事業所内保育事業（第37条第2項の規定により定める利用定員が20人以上のものに限る。次項において「保育所型事業所内保育事業」という。）を行う者については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保に当たって、同項第1号及び第2号に掲げる事項に係る連携協力を求めることを要しない。</p>
<p>11 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p>	<p>10 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、児童福祉法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第5項において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。</p>
<p>12 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設の設置者等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p>	<p>11 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設の設置者等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に資するよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設の設置者等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。</p> <p>（利用者負担額等の受領）</p>
<p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p>	<p>第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供した際は、教育・保育給付認定保護者 _____ から当該特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領（法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領することをいう。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用</p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領（法第29条第5項（法第30条第4項において準用する場合を含む。）の規定により市町村が支払う特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定地域型保育事業者が受領することをいう。）を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、当該特定地域型保育に係る特定地域型保育費用</p>

改正後	改正前
<p>基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の額及びその用途並びに教育・保育給付認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p>	<p>基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育の提供に当たって、当該特定地域型保育の質の向上を図る上で特に必要であると認められる対価について、当該特定地域型保育に要する費用として見込まれるものの額と特定地域型保育費用基準額との差額に相当する金額の範囲内で設定する額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>4 特定地域型保育事業者は、前3項の支払を受ける額のほか、特定地域型保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。</p> <p>(1) 日用品、文房具その他の特定地域型保育に必要な物品の購入に要する費用</p> <p>(2) 特定地域型保育等に係る行事への参加に要する費用</p> <p>(3) 特定地域型保育事業所に通う際に提供される便宜に要する費用</p> <p>(4) 前3号に掲げるもののほか、特定地域型保育事業の利用において通常必要とされるものに係る費用であって、教育・保育給付認定保護者に負担させることが適当と認められるもの</p> <p>5 特定地域型保育事業者は、前各項の費用の額の支払を受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用の額を支払った教育・保育給付認定保護者に対し交付しなければならない。</p> <p>6 特定地域型保育事業者は、第3項及び第4項の費用の額の支払を求める際は、あらかじめ、当該費用の額及びその用途並びに教育・保育給付認定保護者に費用の額の支払を求める理由について書面によって明らかにするとともに、教育・保育給付認定保護者に対して説明を行い、文書による同意を得なければならない。ただし、第4項の費用の額の支払に係る同意については、文書によることを要しない。</p> <p>(運営規程)</p>

改正後	改正前
<p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項及び第3項に規定する選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待等の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等）</p>	<p>第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。</p> <p>(1) 事業の目的及び運営の方針</p> <p>(2) 提供する特定地域型保育の内容</p> <p>(3) 職員の職種、員数及び職務の内容</p> <p>(4) 特定地域型保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日</p> <p>(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額</p> <p>(6) 利用定員</p> <p>(7) 事業の利用の開始及び終了に関する事項並びに利用に当たっての留意事項（第39条第2項の選考の方法を含む。）</p> <p>(8) 緊急時等における対応方法</p> <p>(9) 非常災害対策</p> <p>(10) 虐待等の防止のための措置に関する事項</p> <p>(11) その他事業の運営に関する重要事項 （勤務体制の確保等）</p>
<p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （記録の整備）</p>	<p>第47条 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。</p> <p>2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、当該特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。</p> <p>3 特定地域型保育事業者は、職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。 （記録の整備）</p>
<p>第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>	<p>第49条 特定地域型保育事業者は、職員、設備及び会計に関する記録を整備しておかなければならない。</p>

改正後	改正前
<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 保育所指針に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による提供した特定地域型保育に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による教育・保育給付認定を行った市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>教育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。))について」と、<u>第14条第1項</u>中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、<u>第25条中「各号(幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員及び管理者にあつては認定こども園法第27条の2第1項各号、学校教育法第1条に規定する幼稚園である特定教育・保育施設の職員及び管理者にあつては同法第28条第2項の規定により読み替えて準用する認定こども園法第27条の2第1項各号)」とあるのは「各号」と読み替え</u></p>	<p>2 特定地域型保育事業者は、<u>満3歳未満保育認定子ども</u>に対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。</p> <p>(1) 保育所指針に基づく特定地域型保育の提供に当たっての計画</p> <p>(2) 次条において準用する第12条の規定による提供した特定地域型保育に係る記録</p> <p>(3) 次条において準用する第19条の規定による教育・保育給付認定を行った市町村への通知に係る記録</p> <p>(4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録</p> <p>(5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録 (準用)</p> <p>第50条 第8条から第14条まで(第10条及び第13条を除く。)、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、第11条中「教育・保育給付認定子どもについて」とあるのは「教育・保育給付認定子ども(<u>満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子ども</u>を除く。以下この節において同じ。))について」と、<u>第12条の見出し中「教育・保育」とあるのは「地域型保育」と、第14条の見出し中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と、同条第1項中「施設型給付費(法第27条第1項の施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費(法第29条第1項の地域型保育給付費」と、「施設型給付費の」とあるのは「地域型保育給付費の」と、同条第2項中「特定教育・保育提供証明書」とあるのは「特定地域型保育提供証明書」と、第19条中「施設型給付費」とあるのは「地域型保育給付費」と</u></p>

改正後	改正前
<p>育認定子どもを除く。以下この章(第43条第1項を除く。)において同じ。)」とあるのは「<u>教育認定子ども及び満3歳未満保育認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもを除き、第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる満3歳以上保育認定子どもを含む。)</u>」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法で」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法で」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる<u>教育認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>	<p>認定子どもを除く。以下この章_____において同じ。)」とあるのは「<u>同条第1号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>(第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特定利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>を含む。)」と、「同号」とあるのは「同条第3号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できる方法で」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法で」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者_____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特別利用地域型保育の対象となる<u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u>に係る教育・保育給付認定保護者を除く。)」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供(第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</p>
<p><u>第51条の2 特定地域型保育事業者(満3歳以上限定小規模保育事業者に限る。以下この条において同じ。)が教育認定子どもに対し特別利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例で定める基準を遵守しなければならない。</u></p> <p><u>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、当該特別利用地域型保育事に係る教育認定子ども及び特定</u></p>	<p>(新設)</p>

改正後	改正前
<p><u>地域型保育事業所を現に利用している満3歳以上保育認定子どもの総数が、第37条第3項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</u></p> <p><u>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章（第37条第2項、第39条第2項及び第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条から第14条まで（第10条及び第13条を除く。）、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。）の規定を適用する。この場合において、第39条第3項中「第19条第2号」とあるのは「第19条第1号」と、「満3歳以上保育認定子ども」とあるのは「教育認定子ども又は満3歳以上保育認定子ども」と、「同号」とあるのは「法第19条第2号」と、「教育・保育給付認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳以上保育認定子どもが優先的に利用できる方法で」とあるのは「抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、当該特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針に基づく選考その他公正な方法により」と、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」とあるのは「教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる教育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）」と、同条第2項中「法第29条第3項第1号に掲げる額」とあるのは「法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「前項」と、同条第4項中「前3項」とあるのは「前2項」と、「掲げる費用」とあるのは「掲げる費用及び食事の提供（第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用」と、同条第5項中「前各項」とあるのは「前3項」とする。</u></p> <p>（特定利用地域型保育の基準）</p>	<p>（特定利用地域型保育の基準）</p>

改正後	改正前
<p>第52条 特定地域型保育事業者 <u>(満3歳以上限定小規模保育事業者を除く。以下この条において同じ。)</u> が <u>満3歳以上保育認定子ども</u> に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例で定める基準を遵守しなければならない。</p>	<p>第52条 特定地域型保育事業者 _____ が <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> に対し特定利用地域型保育を提供する場合には、家庭的保育事業等基準条例で定める基準を遵守しなければならない。</p>
<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る <u>満3歳以上保育認定子ども</u> 及び特定地域型保育事業所を現に利用している <u>満3歳未満保育認定子ども</u> (<u>第51条第1項</u>の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる <u>教育認定子ども</u> を含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>	<p>2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、当該特定利用地域型保育に係る <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数</u> 及び特定地域型保育事業所を現に利用している <u>同条第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> (<u>前条第1項</u>の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にあっては、当該特別利用地域型保育の対象となる <u>法第19条第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> を含む。) の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。</p>
<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者 <u>(満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる <u>満3歳以上保育認定子ども</u> (特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども <u>(特定満3歳以上保育認定子どもを除く。)</u>に係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)</u>に要する費用」とす</p>	<p>3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合には、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費を、それぞれ含むものとして、この章の規定を適用する。この場合において、第43条第1項中「教育・保育給付認定保護者 _____」とあるのは「教育・保育給付認定保護者(特定利用地域型保育の対象となる <u>法第19条第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども</u> (特定満3歳以上保育認定子どもに限る。))に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)」と、同条第2項中「<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>」とあるのは「<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>」と、同条第4項中「<u>掲げる費用</u>」とあるのは「<u>掲げる費用及び食事の提供(特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子ども _____)に係る第13条第4項第3</u></p>

改正後	改正前
る。	号ア又はイに掲げるものを除く。) に要する費用」とする。